

平成 27 年度第 1 回学校給食共同調理場運営委員会会議録（概要版）

1. 開催日時 平成 27 年 5 月 28 日（木） 午後 1 時から午後 2 時 40 分まで
2. 開催場所 保健福祉センター 2 階研修室
3. 出席者 委員 萩倉委員長、八木委員、青龍委員、山田委員、亀川委員、
山崎委員、小泉委員、小田委員、廣田委員、倉敷委員
事務局 米山教育長、田代部長、中島所長、板橋、高山、金井
欠席者 須藤委員、川岸委員、永長委員
4. 傍聴者 6 人
5. 議題 ①学校給食共同調理場老朽化対策について
②その他
6. 配布資料 ①学校給食共同調理場の老朽化対策について
②別添 1（老朽化の状況：共同調理場内の様子等）
③別添 2（これまでの検討経緯）
④参考資料 1～7
⑤その他資料 1～5
7. 議事 以下のとおり

事務局	平成 27 年度第 1 回白井市学校給食共同調理場運営委員会を開催する。 人事異動により欠員となった委員については、新たな委員の方々へ委嘱状及び任命状の交付を行う。
教育長	米山教育長あいさつ 本日は、お集まり頂きありがとうございます。 学校給食共同調理場の老朽化対策については、これまでも意見を頂いたところですが、改めて本日意見を伺いたいと考えている。 何よりも子供達の利益を最優先に考えて、議論頂きたい。
委員	自己紹介（省略）
事務局	職員の紹介 欠席委員の報告 本日の会議は、白井市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、公開としてよろしいか。
委員	（承認）
事務局	以後の議事進行については、学校給食共同調理場管理規則第 3 条の規定により委員長にお願いしたい。
委員長	規則の規定により議長を務める。 これより議事に入る。
事務局	議題「学校給食共同調理場老朽化対策について」事務局から説明願う。 配布資料を基に学校給食共同調理場の老朽化対策について説明 説明の概要は次のとおり

1. 学校給食共同調理場の現状と課題

給食提供開始は昭和54年4月で既に、36年が経過している。

現在は約5,900食を提供している。

課題としては、施設の老朽化や耐震不足であることや、学校給食を取り巻く状況の変化に対応するため、新たな設備を導入したことにより、調理スペースが手狭となっていること。

さらに、「学校給食衛生管理基準」を満たしていないことや、食育やアレルギー食対応についても、十分な対応が出来ていないことがある。

2. これまでの検討経緯と移設・建替え計画の概要

老朽化については、平成24年1月に当委員会から、全会一致で移設・建替えとの意見を頂いている。

市では、庁内に検討部会を設けさらに詳細に検討し、やはり移設・建替えがよいとの結論に達し、平成25年度には共同調理場建替事業基本計画を策定するなどした。

26年度には建替え用地の選定や建替え手法を検討し、用地は復インター下のUR所有の準工業地域、建替え手法はPFI方式と決定した。

3. 学校給食共同調理場の移設・建替えに関する平成27年度第1回定例議会での経緯と白井市小中学校PTA連絡協議会の要望

平成27年度第1回定例議会で、移設・建替えの関連予算等を上程したが、市民の方から議会に対し「白井市学校給食共同調理場建替え全面見直しに関する陳情」が提出され、趣旨採択となり、併せて共同調理場の移設・建替えに関する予算等が否決された。

一方、白井市小中学校PTA連絡協議会からは、計画どおりに早期に進める要望及び署名が提出された。

4. 現施設での改修、自校式及び移設・建替えの検証

教育委員会では、これまでの経緯を踏まえ、現施設の改修や自校式、更に移設・建替えについて、検証を行うこととした。

検証対象は、現施設の改修（案1）と自校式（案2）、移設・建替（案3・案4）である。

なお、現施設の増改築については、現在地では学校給食衛生管理基準を満たす調理場とするには、敷地面積が狭小であり、かつ第2種住居地域である現在地に、建築基準法上の取扱いが工場となる共同調理場を増築することは、法的にも非常に困難であることから本検証の対象外とした。

また、小中学校の敷地内に調理場を整備し、複数の小中学校に給食を配食する親子方式については、広い敷地を必要とし、配送車の導線確保や児童・生徒の安全対策など、整備には多くの課題がある。さらに親子方式は、調理場が建築基準法上の取扱いが工場なり、多くの学校が住居系の用途地域にある白井市では、学校敷地内に整備することは、法的に困難であり、これらを考慮すると実現は大変難しく、本検証の対象外とした。

この現施設の増築と親子方式についても、議会から意見が出ているところなので、委員の皆さまから「やはり検証すべきである」との意見であれば、後日、他の案と同様に費用などを積算する。

配食対象校は、桜台小中学校を除く12校で、それぞれの施設整備の費用と平成31年度から平成45年度の15年間給食事業を実施した場合の費用を積算した。

その結果、一番安価なのは、現施設の改修案だが、施設使用可能年数は15年と考えている。また、最大食数は6,000食と見込んでいる。

工事期間中は、弁当となりますが、厳しい衛生管理基準を満たし、アレルギーや児童・生徒の発育を考慮した栄養価の給食を約1年間のみ6,000食、配食出来る事業者がいるかどうかは把握していない。

自校式では、市負担が100億円を超える見込みとなった。また、年1箇所整備したとしても12年必要となる他、現施設を12年間維持するための費用が別に必要となる。

従来方式での移設・建替えについては、約67億です。PFI方式では、約66億円となった。

現施設の改修のメリットとしては、運営費が一番安価であることや、弁当事業者が確保できれば早期に対応出来ますが、数年後には建替えが必要になることや、弁当事業者が確保できるのかとの疑問がある。また、安全性では、面積が狭いので学校給食衛生管理基準を満たすことが出来ない。さらに、最大食数が6,000食であり、今後、対応出来ない事態が生じかねない。

自校式のメリットは、栄養士が各校に配置されることから、食育やアレルギー対策は、より細かく出来るが、一方で、栄養士の確保などに費用がかかり、運営費では、共同調理場方式の2倍程度必要となる。また、一番の問題は、各学校は自校式の調理場の整備を考慮した設計になっていないことから、敷地確保が出来ない学校がある。

さらに、整備に時間を要することと、現共同調理場の延命化にも財源を要するため、最終的な財政負担はさらに膨らむことが予想される。

移設・建替えでは、デメリットとしては、新たに用地を確保する必要がある。メリットとしては、これまで実現出来なかった食育やアレルギー対策の推進が図れることや、現在の給食の質を向上させ、自校式と遜色ない給食の提供が可能なことである。

以上

事務局から説明があったが、意見、質問等ある方は挙手願います。

資料2 ページの3.学校給食共同調理場の移設建替えに関する平成27年度第1回定例議会での経緯 陳情事項の概要の①「原案を撤回し国交省の示す「既存不適格建設物の増改築、大規模な修繕・模様替えに係る緩和措置に則り、改修事業で行うように白井市に要請してください。」とあるが、このとおりなのか？

委員長

教育長	当給食センターは合法の建物なので、既存不適格建築物に該当しない。従って陳情事項にある緩和措置に則り改修はできない。
委員長	現在の施設を修繕しながら運用していかなければならない。耐震基準、衛生管理基準を満たさなくてはいけない。児童・生徒に食育並びに給食提供をしていく中で、各方式のメリット、デメリットの説明がありましたが、委員の皆さん全員から意見をいただきたい。
委員	3月議会を傍聴した。市民参加がされていないとの意見があったが、私は市民公募の委員ということで間違いないか？
事務局	はい。市民公募である。
委員	現施設の改修（案1）については、デメリットが大きい。
委員	現施設の改修（案1）では、施設使用可能年数が15年のため、改修したとしても15年後にまたお金がかかることとなる。他の方法がいいのではないか。
委員	現施設の改修は無理ではないか。
委員	現施設の改修はデメリットが多い。
委員	耐用年数がだいぶ経っている。あと15年しか使えないのであれば、改修しても費用だけ掛かってしまう。維持管理費も掛かってしまうため、老朽化している施設を毎年改修して、15年使い続けたとしてもその後は使えなくなってしまふ。その時点で建替えとなるのはかなり負担が大きい。
委員	移転の方がメリットは大きい。 今回否決されたのは、皆さんにどの程度アピールしたのか、アピールが不足だったのではないだろうか。内容がきちんと伝わっていたのだろうか。否決されたということは、納得してもらえなかったということなので、皆さんに周知熟知してもらえるよう、耐震、アレルギー、老朽化対策、建築費等納得してもらおう方法をもう少し考えた方がいい。
委員長	厳しい意見を頂いた。市民参加については、いろいろな考え方があふ。
委員	現施設は、デメリットが大きすぎる。安全・安心を考えると別な方法を希望したい。
委員	現施設の改修では困ることが多い。1点は、文部科学省が出している「学校給食衛生管理基準」（守るべきものと解釈する）基準が満たされていない状況で、学校現場としては不安である。2点目は、1年間弁当という案が出ているが、学校では、アレルギー対応に神経を使い大変な労力かけている。どこかの弁当屋さんに頼みそれが学校の中に納入されるということは、そういった対応をまた新たにするようになる。アレルギー対応が難しくなる。学校現場としては大変困る。
委員	現施設の改修は、デメリットだらけ。この写真を見てもわかるくらい今事故が起きないのが不思議なくらいだ。衛生管理上危険だと思う。早急に施設の建替えの話を進めるべきである。
委員長	続きまして、資料4ページ自校式（案2）、従来方式での移設・建替え（案3）、PFI方式での移設・建替（案4）について皆さんから意見をいただきたい。

委員	移設建替えが望ましい。PFI 方式での移設建替えを希望する。
委員	イメージは自校式だが、毎年1校ずつ自校式調理場を整備しても、センターの修繕は必要である。自校を12年かけて整備してもその間学校給食共同調理場は、食数が少なくなっても運用していかなくてはならないことを考えると移設建替えが良い。
委員	自校式が魅力と思うが、それなりの敷地がないと自校式はできない。どこにたてるのか？グラウンドで遊ぶことが大好きな子どもたちのことを考えると移設建替えを希望したい。
委員	理想は自校だが、温かいものを温かく配膳できるなど、共同調理場方式でも給食内容に遜色がないと思う。市の財政状況を考慮すると PFI 方式がいい。
委員	予算がいくらでもあれば、自校式が望ましいが、今後児童が減少していくことを考えたら、1人当たりのランニングコストが増えるので移設建替えがよい。3案、4案はどちらがいいとはいえない。PFI 方式もデメリットあるが要は事業者の選択をしっかりと行うことである。
委員	自校は現実的でない。移設建替えが良いが、従来方式、PFI 方式はどちらが良いかわからない。
委員	自校は良く聞こえるが、現在の状況から合っていない。PFI 方式の方が、メリット、デメリットはあるが、理想だと思う。
委員	学校は安全を一番に考えなければならない。狭い施設に無理やり自校式の調理場を建てたら、危険が増してくる。ゆとりをもって安全に給食を提供できるような施設が望ましい。市の財政が厳しい状況のなか、現実的な選択は PFI 方式しかない。
委員	自校式のメリットは実感している。ただ、給食費の集金、発注不足の食材の対応、施設修繕等自校式の大変なところもある。納入車両の導線を考えるとグラウンドが狭くなり、グラウンドで遊ぶ子どもたちが残念な思いをする。また食育についても、従来方式や PFI 方式は市内の学校一括で取り組めるので良い。
委員	やはり敷地面積の関係で自校式は難しいだろう、自校の調理場を作れないという学校が必ずあると思うが、仮に自校式を導入した場合、何校くらい可能か。
教育部長	参考資料1の「各検証(案)の施設整備費積算資料」の延べ床面積を参考として頂きたい。HACCAPを含めた学校衛生管理基準を満たした施設とするため、学校給食施設計画の手引きをもとに数字を算出した。延べ床面積366㎡又は399㎡では、おおよそ15メートル×25メートルのプールぐらいの敷地が必要。なおかつ、校舎に隣接していること、搬入の車と子どもたちの導線とぶつからない等、技師と確認したところ自校給食の施設を建てられる可能性のある学校は、第一小、池の上小、南山小、白井中の4校が考えられる。
委員長 事務局	親子方式は現実的ではないと説明があったが、再度説明をお願いする。 どこかの学校に調理場を作って、近隣の学校へ給食を配送する方法が親子方

委員長	<p>式ですが、親子方式の調理場は建築基準法上、工場になる。大山口小・中、南山小・中、七次台小・中、清水口小、池の上小は、都市計画法上住居系の用途地域のため、建築基準法上工場となる親子方式の調理場を建設することは、法的の困難である。また敷地面積からも自校式よりさらに難しいため、現実的ではないと考えている。</p>
教育長	<p>共同調理場の老朽化対策については、これまでも当委員会で真剣に議論してきたが、議会から待ったがかかった。皆さんからは多くの意見を頂いた。青龍委員の意見を真摯に受け止める。</p>
委員長	<p>市のホームページに学校給食共同調理場の建替について方向性を載せているので見て頂きたい。</p>
閉会	<p>先程から都市計画法や建築基準法の話が出ているが、市は優先的に法を守らなくてはならない立場である。それらを含めて今後、議会の中で理解していただく。コンプライアンスを守り、法律・基準を順守のうえ、子どもの利益になるために最優先の形で一番いい給食センターのあり方を考えていきたい。</p>
委員長	<p>法律を守り、工場として建てられる場所は、どこが適地か。次回 6 月下旬ごろ、都市計画図を配らせていただき場所を落としたうえで、会議を開催したい。</p>
委員長	<p>以上をもちまして、白井市学校給食共同調理場運営委員会を終了する。慎重なご審議ありがとうございます。</p>